

母子生活支援施設

指導検査基準(令和7年10月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

會計經理編

1 社会福祉法人の会計経理	6
2 運営費の運用	
(1) 運営費の弾力運用が認められる要件	6
(2) 運営費の貸付け	6
(3) 運営費の積立て	7
(4) 各サービス区分、各拠点区分及び 各事業区分間の資金異動	7
(5) 前期末支払資金残高	8
(6) 当期末支払資金残高	8
(7) その他	9
3 帳簿の整備	9

番号	関係法令等	略称
1	平成26年9月24日条例第33号「八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」	市条例
2	平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号通知 「社会福祉法人指導監査実地要綱の制定について」の別紙「指導監査ガイドライン」	指導監査ガイドライン
3	平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」	0312001号
4	平成16年3月12日雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」	0312002号
5	平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号通知 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	指導監督徹底通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 社会福祉法人の会計経理</p> <p>2 運営費の運用</p> <p>(1) 運営費の弾力運用が認められる要件</p> <p>(2) 運営費の貸付け</p>	<p>社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。</p> <p>運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められる。ただし、4についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるものとする。</p> <p>1 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法令に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <p>2 関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <p>3 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。</p> <p>4 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の(1)又は(2)が実施されていること。</p> <p>(1)「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。</p> <p>(2)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p> <p>運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。 また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外の貸付けは一切認められないこと。</p>	<p>※ 指導検査における観点、関係法令等及び評価事項(評価)については、平成29年4月27日雇児発0427第1号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。</p> <p>1 運営費の弾力運用に当たっては、通知の要件をすべて満たしているか。</p> <p>1 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への貸付けを行った場合資金を年度末に補填しているか。</p>	<p>(1) 0312001号1 (2) 0312002号(問1～問5)</p> <p>(1) 0312001号5(2) (2) 0312002号(問13) (3) 指導監督徹底通知5(3)ウ</p>	<p>(1) 運営費の弾力運用が認められる要件をすべて満たしていないにもかかわらず弾力運用を行っている。</p> <p>(1) 資金を年度内に補填していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 運営費の積立て	<p>運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。</p> <p>なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。</p> <p>1 人件費積立金 2 施設整備等積立金</p> <p>ただし、0312001号通知に基づく運営費の弾力運用が認められる要件の1(4)を満たさない法人については、以下の積立金に積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。また、各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に市に協議しなければならない。</p> <p>1 人件費積立金 2 修繕積立金 3 備品等購入積立金</p>	2 当該貸付けは経営上やむを得ないものであるか。	(1) 0312001号5(2) (2) 0312002号(問13)	(1) 当該貸付けは経営上やむを得ないものではない。	C
		3 施設の運営費を同一法人以外に貸し付けていないか。	(1) 0312001号5(2) (2) 指導監督徹底通知5(3)ウ	(1) 施設の運営費を同一法人内会計以外に貸し付けている。	C
		4 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間の貸付けについて正確に把握しているか。	(1) 0312001号6(2) (2) 0312002号(問14)	(1) 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間の貸付けについて正確に把握していない。	C
		1 使用計画は支出の用途及び時期等を考慮し作成しているか。	(1) 0312001号3(2) (2) 0312002号(問6)	(1) 使用計画を支出の用途及び時期等を考慮し作成していない。	C
(4) 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間の資金異動	<p>2 目的外使用は理事会で承認されているか。</p> <p>3 0312001号通知1(4)の要件を満たしていない場合に、目的外使用について市に協議を行っているか。</p> <p>4 積立金の積立目的は通知に沿っているか。</p> <p>1 用途は通知に沿っているか。</p> <p>ただし、0312001号局長通知に基づく運営費の弾力運用が認められる要件の1(4)を満たさない法人については、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額を限度とする。</p>	(1) 0312001号3(2) 0312002号(問6)	(1) 目的外使用が理事会で承認されていない。	C	
		(1) 0312001号通知1(4)の要件を満たしていない場合に、目的外使用について市に協議を行っているか。	(1) 0312001号通知1(4) (2) 0312002号(問5)	(1) 0312001号通知1(4)の要件を満たしていないにもかかわらず、目的外使用について市に協議を行っていない。	C
		(1) 0312001号3(2) (2) 0312002号(問5)、(問6)	(1) 積立金の積立目的が通知に沿っていない。	C	
		(1) 0312001号3(3)、(4) 0312002号(問5)	(1) 用途が通知に沿っていない。	C	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 サービス区分(サービス区分を設けない場合は、「各拠点区分」)において発生した預貯金の利息等の収入(以下「運用収入」という。)については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業や介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費に充当することができる。</p> <p>ただし、0312001号局長通知に基づく運営費の弾力運用が認められる要件の1(4)を満たさない法人については、当該年度の各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「各拠点区分」)の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入を限度とする。</p>	<p>1 0312001号3の(3)、(4)及び0312002号(問5)で指示している限度額を超えていないか。</p>	<p>(1) 0312001号3(3)、(4) 0312002号(問5)</p>	<p>(1) 限度額を超えている。</p>	C
(5) 前期末支払資金残高	<p>前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。</p> <p>1 法人本部の運営に要する経費 2 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費 3 同一法人が運営する公益事業のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費</p>	<p>1 前期末支払資金残高は、予算措置及び必要な手続き(理事会承認又は市への事前協議)を行った上で取り崩しているか。</p>	<p>(1) 0312001号4 (2) 0312002号(問5)、(問10)</p>	<p>(1) 前期末支払資金残高の取崩しを行っているが、予算措置及び必要な手続き(理事会承認又は市への事前協議)を行っていない。</p>	C
	<p>ただし、第0312001号局長通知に基づく運営費の弾力運用が認められる要件の1(4)を満たさない法人については、事前に市に協議させ、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等を十分審査の上適当と認められる場合には、使用することができる。</p> <p>なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分(拠点区分)の収入予算額の3%以下である場合は、事前の協議を省略することができる。</p>	<p>2 0312001号通知1(4)の要件を満たしていない場合に、市に協議を行っているか。</p>	<p>(1) 0312001号1(4) (2) 0312002号(問5)</p>	<p>(1) 0312001号通知1(4)の要件を満たしていないにも関わらず、市に協議を行っていない。</p>	C
		<p>3 用途は通知に沿っているか。</p>	<p>(1) 0312001号3(3)、(4) 0312002号(問5)、(問7)</p>	<p>(1) 用途が通知に沿っていない。</p>	C
(6) 当期末支払資金残高	<p>当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。</p>	<p>1 当期末支払資金残高の保有が当該年度の運営費収入の30%以下であるか。</p>	<p>(1) 0312001号4</p>	<p>(1) 当期末支払資金残高の保有が当該年度の運営費収入の30%以下でない。</p>	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7)その他		1 その他運営費の運用について不適正な事項はないか。		(1) その他運営費の運用について重大な問題がある。 (2) その他運営費の運用について問題がある。	C B
3 帳簿の整備	母子生活支援施設は、財産、収支の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。	1 帳簿を整備しているか。	(1) 市条例第18条	(1) 帳簿が整理されていない。 (2) 内容が不十分である。	C B